

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年2月24日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.93】

松崎氏のハワイのマンション購入における横領疑惑の検証を開始！

本号より、松崎氏の業務上横領被疑事件の検証に戻る。「No.77～85」で、沖縄・今帰仁村の別荘の購入・建設にあたり松崎氏夫妻の個人の資金が拠出された形跡がなく、さつき商事や東労組の組織や関係者の口座から支払われていたことを詳述し、この別荘は松崎氏夫妻が個人の資金で購入・建設したとは考えられないことを検証した。

これに続き、この別荘の売却代金を原資に、松崎氏が息子夫婦の住居として使用されたハワイのリゾートマンションを購入した経過について詳しくみていきたい。まず、「No.77」で紹介した「6・24判決」における事実経過の続きを紹介する（年は西暦に修正）。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)ア(本件格差抑えにおける原告(注:松崎氏)の嫌疑の有無)

(1) 前記争いのない事実等に加え、証拠及び弁論の全趣旨によれば、警視庁の捜査の結果、本件各令状の発付を請求した時点で、以下の事実が判明していたものと認められる。

ア 本件土地(注:沖縄県今帰仁)について (ア)～(ウ):省略

(イ) M(注:松崎氏の妻)は、2000年1月15日、日本鉄道福祉事業協会(注:以下、福祉事業協会という)との間で、本件土地を代金687万8,100円で売った。

イ 本件建物(注:上記土地に建設した別荘)について (ア)～(イ):省略

(オ) さつき商事は、2000年1月15日、福祉事業協会に対し、本件建物を売った。

ウ 福祉事業協会は、1999年11月9日、原告口座に3800万円を振り込んだ。

エ 同月26日、原告口座から(注:JR総連)国際交流基金口座に3800万円が振り込まれた。

オ 2000年4月20日、国際交流基金口座から3000万円が払い戻され、原告名義の口座から300万円が払い戻され、これらの合計3300万円が、福祉事業協会名義でH口座に振り込まれた。H口座が開設されているシティバンク新宿南口支店には、同人名義のマルチマネー預金口座(以下「Hマルチマネー口座」という)も開設されており、H口座に振り込まれた3300万円は、同口座内で米ドルに換算され、Hマルチマネー口座に振り替えられた上、同月28日、ファーストハワイアンバンクコナ支店に開設されているタイトルギランティエスクロウサービス株式会社名義の口座に送金された。

カ 原告は、2000年3月19日、本件マンション(注:ハワイのリゾートマンション)を買った。その際、原告は、売買代金の支払方法について、タイトルギランティエスクロウサービス株式会社の名義の口座へ送金すべきことの説明を受けていた。原告が本件マンションの購入に伴い負担すべき費用とHマルチマネー口座からタイトルギランティエスクロウサービス株式会社名義の口座に送金された金額は一致していた。その後、本件マンションは、原告の長男夫婦の住居として使用されていた。

松崎氏個人の別荘購入になぜJR総連の口座が関係するのか？

事実関係を整理したい。沖縄別荘の土地の名義人の松崎氏の妻と、建物の所有者のさつき商事は、福祉事業協会に2000年1月15日にそれぞれ土地と建物を売却した。その約2ヶ月前の1999年11月9日、売却代金ともみられる3,800万円が松崎氏の口座に振り込まれたが、今度は同26日に、松崎氏の口座からJR総連国際交流基金口座に3,800万円が振り込まれた。そして4月20日に国際交流基金口座から3,000万円が払い戻され、松崎氏名義の口座から払い戻された300万円と合わせ、事業協会名義で、本件被疑事件の共犯の被疑者である東労組中央執行部員のH氏の外貨口座に振り込まれ、この口座を経由してハワイのリゾートマンションの購入代金が支払われた。松崎氏はこれを「国際交流基金口座に一時的に預けていた金を返してもらっただけ」と主張しているが、果たしてそうなのか。